

令和2年11月28日

四中PTA会員皆さま

田無第四中学校PTA会長

## 「臨時運営委員会」報告書

開催日時：令和2年11月28日（土）13時半～14時半

開催場所：田無四中 図書室

出席者：P側22名（執行部9名、学級代表12名、専門委員会1名、司会は副会長、記録は庶務）  
T側 1名（副校長）

### 1. 学校より（副校長）

---

本日はお忙しい中、ありがとうございます。本日は午前中、運動会が開催出来なかったため、急遽このような形で保護者の皆様に参観していただく機会を設けました。1時間目から3時間目まで1、2、3年生という順番で開催させていただきましたが、いかかでしたでしょうか？リレー競技だけでしたけれど、生徒たちは体育の授業の中で一生懸命練習しながら少しでも技術をあげるために練習をしてきました。私も3時間全部見ましたが、3年生はすごいですね、体も大きいですしバトンもスムーズに引き渡しをしていて、1年生から比べると成長している姿を見ることができたとてもよい発表になったと思います。

3年生はこれから受験に向けて来週から三者面談や面接練習がごさいます。その中で進路を決めていくこととなります。12月15日は私立の入試相談も予定されております。生徒たちも事務的な作業も含めて、緊張感をもちながら、きちんと計画に沿って進めていかなければいけない時期に入ってきています。3学年の教職員がしっかりサポートしながら子供たちの進路、受験の実現に向けてサポートしていければと思っております。お忙しい中ですが、三者面談の時間をとっていただいて良い話し合いをしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

3年生へタブレットを貸出ししております。（東京都より西東京市を通じて貸与されている）一旦、締め切りしておりますが、42台貸出し用として準備している中、現在2名貸出中です。残り40台貸出しの用意がごさいます。eライブラリアドバンス（家庭での学習サポートソフト）の専用となっております、一部制限もごさいます、ぜひ、ご活用をお願いいたします。また、現在は3年生のみ貸出しとなっておりますが、校長とも相談しながら、3学期以降は1年生や2年生に向けても活用いただけるよう検討中です。学習意欲向上のため、ぜひ、ご活用いただければと思ひます。

## 2. 活動報告

---

### ①令和2年度上期会計監査報告

10月23日に令和2年度中間会計監査を行いました。

収入の部の雑収入の529,998円のマイナスですが、印刷機購入分の積立金からの振替をしていなかった為のマイナスです。先日印刷機を購入いたしました。

### ②1年学級代表より

1学年は今年度、学年活動を行わないため、学年活動費を11月2日に実施した校外学習の菓子パン購入に使用しました。

## 3. 議題

---

### ①各委員会等の免除規定について

本日は各委員会等の免除規定について執行部で纏めた件をご提案させていただきます。

この提案がなぜ始まったかと申しますと、第2回運営員会で免除規定について早見表を見た時に皆さんがご存じなかった事や具体的な形が見えていないなどが議題にあがりましたのでご提案させていただきますこととなりました。

#### ◆免除期間◆

免除期間については、最長で委員長・副委員長職で3か年度、最短で各委員等の2か年度をご提案いたします。会計監査の免除規定は変更なく、執行部・会計監査の1か年度の免除となります。免除期間の根拠としては、各役職の負担度合いを考慮して決めさせていただいています。執行部では免除期間延長だけではなく、委員長経験者の執行部の翌年度免除も検討しましたが、仮に役職を受けた児童が3年生だった場合、兄弟姉妹関係での免除権利行使が複雑となるため、管理が出来なくなる為、今回の提案からは見送っております。

#### ◆免除対象単位◆

免除対象単位をこれまでは役職に就いた児童単位とさせていただいておりましたが、前回の話し合いで児童単位ではなく役職に就いた世帯単位にさせていただきたいという提案があったため、役職に就いた児童単位から役職に就いた世帯単位に変更することをご提案いたします。お忙しい中、役職に就いていただいた方のご厚意に応えるという意味からも、世帯単位の免除をご提案させていただきます。

#### ◆該当児童卒業後の免除の権利保持◆

これまで各役職についていただいた方、該当児童の卒業後免除期間が残っていたとしてもこの権利が失効しておりました。これを該当児童から世帯単位に変更することに伴い、該当児童卒業後も免除早見表の期間の通り、免除の権利を保有可能とすることを提案させていただきます。

この変更により、該当児童の下に兄弟姉妹がいる世帯に限られますが、卒業対策委員世帯や最終学年で役職に就いた世帯の権利が向上することになります。

## ②各委員会等の免除規定の変更案について

- ・執行部：現行と変更なく、永久免除
- ・会計監査：(現行) 1か年度児童単位の免除 → (変更) 1か年度世帯単位の免除  
※該当児童卒業後1年間有効  
※執行部と会計監査に限り免除
- ・各専門委員委員長：(現行) 2か年度児童単位の免除 → (変更) 3か年度世帯単位の免除  
※該当児童卒業後3年間有効  
※選挙委員長・副委員長は翌年度の執行部選出から除外
- ・学級代表：(現行) 2か年度児童単位の免除 → (変更) 2か年度世帯単位の免除  
※該当児童卒業後2年間有効
- ・学級副代表(リサイクル委員)、広報委員、展示発表委員(旧文化祭実行委員)、卒業対策委員、選挙管理委員：(現行) 1か年度児童単位の免除 → (変更) 2か年度世帯単位の免除  
※該当児童卒業後2年間有効  
※選挙管理委員は翌年度の執行部選出から除外

### ◆質疑応答◆

質問：学級代表が他の委員とまったく同じ内容になってしまうので学級代表をする方がいなくなってしまうので、学級代表にもうすこし何かあればと思います。

回答：執行部の中でも同じ意見がでましたが、委員長職と副委員長職と変わらなくなってしまう為、学級代表と学級副代表と連携して協力していただいで活動していただければと思いこのような提案をさせていただきました。

結果：学級代表についても提案通り、2か年度世帯単位の免除の議決と取り、過半数を超えましたので承認。

## ③田無第四中学校PTA会則の変更について

現在の会則には各委員会等の免除規定について記載がありません。執行部で検討した結果、免除の取り扱いについて会則改正案をご提案いたします。

本会則改正案を来年度総会に諮り、議決後に会則を改正いたします。総会で議決されるまでの間、田無第四中学校PTA会則第33条4号(※)により、運営委員会の議決を経て、別表「四中PTA執行部及び各委員免除早見表(案)」の通り運用するものとします。総会までは会則がないため、早見表を暫定的な運用ルールとしまして、総会に議決が通るまで間、仮運用させていただきます。

会則第33条4号とは、その他会則に定めない事項で、執行部、会計監査、専門委員会、選挙管理委員会および特別委員会の権限外の事項の審議となり、本日の臨時運営委員会が該当します。

総会で議決された後は、会則および細則の附則に従い、平成30年4月1日に遡って適用されます。改正後の会則は、平成30年4月1日以降に各役職へ就いた世帯に適用されます。

2年前（平成30年4月1日）までを適用とした理由は、現在の3年生が1年生まで就いた役職が遡って適用されるよう在校している生徒は、すべて適用させようということで執行部にて検討いたしました。

#### ④田無第四中学校PTA会則の改正案について

##### ・新規追加：第12章 免除

第56条 次の各号に掲げる者は免除を受けることができる。

1. 会則第16条で選出された者
2. 会則第39条で選出された者
3. 会則第45条で選出された者

第57条 免除に必要な事項は、細則で定める。

##### ・改正：現行の会則の「各章」「各条」の序列が上記の新規追加に伴い一部改正されます。

#### ⑤田無第四中学校PTA細則改正手続きに関する細則（四中PTA細則改正細則）追加案について

##### ・新規追加：第1条 本細則は、田無第四中学校PTA会則第57条に基づき、免除の実施に関し必要な事項を定める。

第2条 免除は児童の卒入学にかかわらず、世帯単位で受けることができる。

第3条 すべての免除は、本会に設置されたすべての役職の就任及び再任を妨げない。

第4条 目安として想定した世帯数を下回った場合は、免除について見直す事とする。

第5条 免除期間等については別表(四中PTA執行部及び各委員免除早見表)である。

附則 令和3年〇月〇日制定、同日施行、平成30年4月1日から適用。

#### ◆質疑応答◆

質問：文化祭実行委員が展示発表委員になると記載されている部分も変更する必要があるのではないのでしょうか？

回答：文化祭実行委員と記載のある箇所は、会則および細則の変更が必要となります。

名称はすでに従前の総会にて変更しています。会則および細則は今回の変更と同時に行うべきと執行部で検討しております。

質問：展示発表委員に就いた場合、人数は今のままで進めるのでしょうか？仕事の内容が減るのであれば、人数も減らせることはできるのではないかと？

回答：前年度の執行部および前年度の文化祭実行委員より、名称が実態とそぐわない為、名称の変更依頼の引継ぎを受けています。文化祭実行委員の人数を減らしたほうが良いという引継ぎがなかったため、現行の執行部では、人数減少の検討は行っていません。しかしながら、仕事の量が減るなど考えられるようであれば、一旦、現行執行部で検討していきたいです。ただし、今年度中に現行執行部で対応できるか、また、名称変更までは今年度で実施するが具体的な内容については、来年の委員会で検討いただき、人数・業務の見直しを検討いただくことに

なると思います。

結論：文化祭実行委員のご質問は、今回の議題と若干、違う為、執行部にて再検討。

#### ⑥その他

別表「四中PTA執行部及び各委員免除早見表（案）」は、現在PTA執行部の手持ち資料となっておりますが、会則改正後は会則と一緒に全世帯へ配布いたします。

なお、令和3年度から上記早見表を4月の係決めで事前に配布しているアンケートと一緒に全配布することとします。会則は入学時または転入時、及び会則改正時に全世帯へ配布しています。

#### ◆質疑応答◆

質問：免除規定の変更については、賛成しますが、免除される方が増えると役職に就く方が減ることになり、仕事の内容が必要かどうか、委員自身で仕事が必要でないと言い出すことはとても難しいため、PTA執行部・学校全体として、今までの慣行として実施していたが、コロナ禍の状況も踏まえて、やる必要があるかという判断をそれぞれの専門委員会に任せることではないのではないか。次年度の執行部へ申し送りなど行っても良いのではないのでしょうか？

回答：委員会の在り方については、現行執行部で再度、整理した上で、次年度の執行部へ申し送りを検討すべきではないか。展示発表委員会は休会しているため、活動実績がないため、現行の展示発表委員も実態がわかっていない所もあり、業務量が多いのか少ないのか不明なところが多いです。まずは委員会で話し合ってから、執行部と協力しながら、協議していくのが良いと思います。来年度の委員会が立ち上がってから検討していくことでいかがでしょうか。

本年度は展示発表委員会が休会中にて、結論を出すのは難しいため、継続検討していきたいと思えます。

結論：免除規定の変更についての議決を取り、過半数を超えましたので承認。

#### ⑦PTA会費予備費の使用用途について

（PTA会長より）

先日、「西東京市PTA保護者連絡協議会」で出た話題ですが、現在、各校へコロナ対策として西東京市より10万円の支給があり、アルコール消毒液、石鹸などを購入し、使用しているとの事でした。本校の状況を校長先生に確認しましたところ、在庫が少なくなっており、現状は、次亜塩素酸を使って消毒している状況だそうです。

つきましては、皆様より徴収させていただいているPTA会費の予備費（147,967円）を本校の子供たちの為に還元し、アルコール消毒液等を購入のうえ、ご利用いただくようご提案させていただきました。

（副校長より）

本校のコロナ対策といたしましては、子供たちが下校した後、担任および教員が次亜塩素酸を使って机、椅子、窓、ドアノブ、水道の蛇口など触るところを拭き掃除をしておりました。広範囲で時間もかかっておりました。学校予算でアルコール消毒液を購入し、養護教諭が管理を行っておりま

すが、毎日使用していますので、少なくなってきました。アルコール消毒液ですと噴霧式でかけて消毒できますので対策しやすく、今回PTA会長からのご提案を是非利用させていただき、寄付していただけるようでしたら、有難く思います。

(会計より)

金額は予備費全額を利用いただくよう考えています。万が一、不足金が発生した場合は、積立金を崩して利用したいと思いますがいかがでしょうか？

#### ◆質疑応答◆

質問：学年活動としての活動がなければ、積立金を取り崩すよりも学年活動費から捻出してはどうでしょうか。(3学年学級代表より)

回答：貴重なご意見ありがとうございます。不足が発生した場合は改めてご相談させていただきます。

結論：予備費を利用してよいかの議決と取り、過半数を超えましたので承認。

#### 4. 連絡事項

各委員会で最終活動日を確認していただき、運営委員会で諮る議案を可能な限り第三回運営委員会(1月9日)開催までにあげていただきたいと思います。

理由といたしまして、昨年度最後の運営委員会に議案にあがっていたけれど、コロナ過の影響で急遽中止となってしまう、今年度繰り越し議案になったことから、可能な限り議案の繰り越しがないようにしたい為です。

第3回は3学期すぐの開催の為、できるだけ今年度中にお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### 【次回の予定】

開催日時：予算委員会 令和3年1月9日(土) 13時半より

運営委員会 同日 14時半より

場 所：3階 図書室にて

運営委員会で議題に取り上げてほしいことや、PTA活動に関するご質問などがありましたら、会議の一週間前までに、下記メールアドレスへご連絡をお願いいたします。

PTA執行部 E mail : tanashi4pta.2020@gmail.com

以上